

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成23年度第24回（定例会）

署名人 金城真徳

委員長 城間勝

開催日時 平成24年3月27日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前12時00分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城真徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

- 議案第55号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則制定について（博物館）
（非公開）報告 幼稚園教諭人事（採用）について
議案第56号 那覇市立幼稚園管理運営規則の全部を改正する規則制定について
議案第57号 幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則制定について（以上こども政策課）
議案第54号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について（学校給食課）
議案第58号 那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則及び那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第59号 那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則を廃止する規則制定について
議案第60号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第61号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第62号 那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令制定について
報 告 平成24年度那覇市一般会計予算の確定について
報 告 平成23年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）の確定について
報 告 那覇市議会2月定例会における代表・個人質問答弁状況について（以上総務課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長

（総務課）東恩納隆栄課長、伊禮弘匡副参事、照屋満主幹

當間千明主査、平良真哉主査、島袋久美子主査

【学校教育部】（学校給食課）我那覇生男課長、宮良努主査

【市民文化部】（博物館）我謝幸男館長、高里浩主幹

【こどもみらい部】（こども政策課）諸見里律子副参事、富名腰史之主査、新崎隆主査

（こどもみらい課）松元通彦主幹、大山均氏

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

城間委員長 ただいまから平成23年度第24回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は金城委員にお願いいたします。本日の日程は議案9件、報告4件と盛りだくさんのため、進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは議案第55号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則制定について」博物館より説明をお願いします。

我謝館長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 国の法律が変わって、それに伴う規則から条例へ、規則を廃止したいということの説明でしたが、この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。特にないようですので、議案第55号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第55号については議決確定します。続きまして報告「幼稚園教諭人事（採用）について」に関しては、人事に関する議案のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。

全 員 異議なし

城間委員長 議決により非公開としますので、関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

城間委員長 非公開を解きます。報告「幼稚園教諭人事（採用）について」については了承します。続きまして議案第56号「那覇市立幼稚園管理運営規則の全部を改正する規則制定について」説明をお願いします。

諸見里副参事 提案理由説明・資料説明

城間委員長 いま説明がありましたように、これまで校長が兼ねていましたが、校長以外の施設長でもできるということだそうです。

新崎主査 補足します。4ページの第20条「預かり保育の休業日」の第1号に、「国民の祝日に関する法律」に括弧書きで「昭和23年法律第178号」という記載があります。これは法規的な書き方になりますが、実は、第6条の方にも「幼稚園の休業日」があり、そちらに法律名というのが出ているので、第20条についての括弧書きの部分、「昭和23年法律第178号」は第20条については削除します。第20条は2回目になりますので、括弧書きは取るという形になります。そして、また対照表に戻りますが、7ページの右側の第32条ですが、様式ということでこれまで規則の方ですべて様式を進めていたんですが、今回、小学校・中学校の方も様式については下の要綱の方で定めているということでもありますので、今回、様式については規則から省いて、その下にあります要綱の方で定めていくという形にしたいと思っています。また各ページ下線等々を引いてありますが、基本的には、これまで規則にあったものを本則に載せたり、また小学校・中学校の管理運営規則から準用部分が多いところがありますので、その中で一部切り出して本則に載せたというような形での整備という形になっ

ています。

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 6 ページ、第 29 条の件です。これは小学校の校長先生と施設長のどちらかが兼任できるというふうにありますけれども、校長先生で「いやだ、園長まで兼ねられない」という方がいらっしゃるので、そういう施設長というふうに名前を入れたのか。また施設長が複数の小学校の園長先生も兼ねることができるのか。1 人でたくさんの幼稚園の園長先生を兼ねることができるのか、そういったところをお聞きいたします。

諸見里副参事 1 点目の「いやだ」という校長先生は、小学校の校長先生の方に非常勤として園長辞令を交付しています。那覇市はそういうふうに行っており、私の記憶では聞いたことはありませんが、イコールで幼稚園の園長の辞令も交付しています。

金城委員 非常勤ですか。

諸見里副参事 はい、非常勤で対応しています。もう 1 点目、この幼保総合施設の施設長は幼稚園・保育所、両方の施設を管轄することになりますので、現職の小学校の校長が兼ねると、例えば天久小学校の校長が幼稚園も保育所ということはいまのところ考えてなく、兼任ではあるんですけども、幼と保の兼任の園長ということで置いてありますので、その施設長が園長ということ今回新たにということになります。

城間教育長 おそらく金城委員のおっしゃるのは 36 園ある中で、書かれてある文言が全て該当するというふうに捉えられたんじゃないかと思います。天久幼保園はこれで、その他は校長が園長を兼ねていくので、それで列記してこのような形の表記になっただけで、こちらが 2 つも 3 つも持てるのか、そういうことではなく、天久幼保園ができたので、これについてはこうですよという形の表記であります。

金城委員 天久幼稚園のような、幼保の学校がこれからまた増える可能性も十分ありますよね。そういう中で施設長はあちらもこちらというふうなことになる可能性もあるわけですか。

諸見里副参事 ここでは天久とは書いてなく、那覇市の幼保統合施設ということでありますので、これが 2 つあれば施設長が園長を兼ねるということです。

城間委員長 幼保の総合施設というのは今後も増えていくという可能性もあるわけですか。

諸見里副参事 はい、これから公立幼稚園の整備に関わることもありますので、こういった形を取るかというのは有り得ますので、複数を兼ねるということではなく、この施設をみるということです。

城間委員長 例えば松川保育所と松川幼稚園が一緒になった場合には、保育所の施設長がその校長から代わって、という可能性は高いということですか。

城間教育長 その施設の施設長です。その施設の施設長ですから、だからどちらにも該当するようにこの表現にして天久幼保園というだけではなく、那覇市のということです。

大山氏 ここでいうのは将来また増えていく可能性がありますので、条例の方では一つ一つの施設に施設長を置くという規定の仕方をやっているものですから、ですから複数を兼ねるというのは問題ないと思いますけれども、また他の学校でも施設長を兼ねてと

いうことも可能ではありますが、たぶんそれは不適當であるということで実際には有り得ないんじゃないかと思います。

添石委員

2点確認します。1点目は、全部改正というのはいまお話あったとおり幼保総合施設を今後想定した中で、それとの兼ね合いで前面改正。本来、もっと別の視点で修正しないといけないところも中にはあるのか。それともあくまで幼保総合施設条例に基づく中での全て一貫した、全部改正なのかというのが1点です。もう1つは、施設長というのが今後出てくる中で、その施設長を選任していく基準というか、どういう方がなっていくのか教えていただきたいと思います。

新崎主査

1点目ですが、今回こちらは全部改正された形になっていますが、やはり元々メインだったのは、第29条に今まで兼任できるのは校長先生だけだったものですから、こちらの方に施設長を加えていきたいと。これだけですと一部改正だったんですが、やはりこちらの方の中を見ますと、いま小中学校の方の管理運営規則等、そこら辺との絡みで少し中身も整理する必要があるだろうということで、こちらを合わせて結果的には全部改正になったという形です。ベースとしてはこちらの管理運営規則については、あめくみらい幼保園だけではなく、幼稚園全体の管理運営規則になっています。そして、いま委員の方からありました通り、あめくみらい幼保園に関しては、最初こちらに入れ込む話もあったんですが、やはりかなり複雑になってしまうので、次の議案57号の方で出てくるんですけれども、特例の規則ということで、こちらについてがどちらかというにあめくみらい幼保園ができたことによる新たな特例という形での規則という形になっているものです。

城間委員長

次の議案第57号も関連するということですので、先に議案第57号の説明をお願いします。

新崎主査

提案理由説明・資料説明

城間委員長

2点目の施設長について、どういう方という質問がありましたが、これについてお願いします。

大山氏

実際に想定しているのは幼稚園、例えば説明があったように、この施設長というのは幼稚園と保育所、両方の総合施設の施設長。全体の施設長であるわけですから、ある意味では各々の資格を持った方か、どちらか一方の資格を有する方。その規則をそういう形で資格を定めていたんですが、将来的にまたどういう形になるか、その施設自体がいま国の方でも総合こども園構想とかいろいろあるものですから、そういうもののとの整合性を考えると将来少し動く可能性ありますので、事務方でもなれるような形にはなっています。ただし実際の運用については、教育の観点から幼稚園の教員免許を持っている方とか、保育士。最初はそういう想定をしていたんですけれども、いろいろ総合的に見ると、また将来的に不都合があるのではということでやってはいるんですけれども、事務方でもできるような形にはなっています。ただ実際の運用については、やはり幼稚園教育の観点で保育士と一緒にありますので、両方の免許を有しているとか、今回の場合もそういうのを想定して任用されると思います。今後はどち

らにしても、あまり不都合の起こらないようにということで、特に資格については規則、条例では定めていません。

城間教育長 議案第57号の規則の園長というのは施設長のことですか、それとも幼保幼稚園の園長ですか。

新崎主査 こちらについては幼稚園の管理運営規則という規則名になりますので、こちらについての園長というのは幼稚園の園長です。

城間教育長 施設長ではないわけですね。

新崎主査 はい、そうです。

喜久里委員 預かり保育の休日の件で、特例の方には「日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日」と読み替える」と書いてあるんですが、管理運営規則には読み替えがないんですが、あめく以外は土曜日は休みということですか。

諸見里副参事 預かり保育の休業日、他の園では土曜日は休業日になっています。天久幼施設の方では、土曜日は実施日になっています。

城間委員長 他ございますか。それでは議案第56号「那覇市立幼稚園管理運営規則の全部を改正する規則制定について」及び議案第57号「幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第56号、57号については議決確定します。続きまして議案第54号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」学校給食課より説明をお願いします。

我那覇課長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。では私の方から質問します。いま最後の表を見ながら質問しますけれども、平成24年度実施形態で、学校給食の形態というのはこれで終わりということでしょうか。それとも今後、例えば真和志学校給食センターを更に細分化というんでしょうか、分けていって、細かくしていこうということなのか。これで終わりということなのかを教えてください。

我那覇課長 今回、那覇学校給食センターが築40年を過ぎて老朽化しているということもあり、また県有地に所在しているということもあって返還を求められているということから、その那覇学校給食センターの代替機能をもっていけないといけないということで小規模の給食センターを設置して、那覇学校給食センターの廃止ということでこれまで3年間実施してきました。また、真和志学校給食センターはいま築35年ぐらい経っています。また同じように施設の老朽化、今後の対策というのも求められていると思います。現在のところ、那覇市では新しく学校を建て替える際、特に単独調理場がある場合は小規模化していこうという方針で考えています。それで真和志学校給食センターの負担を除々に減らしていければというふうに考えています。正式な真和志学校給食センターの対策というようなことはまだありませんが、これからの検討課題の1つというふうに考えています。

- 金城委員 センターよりは単独の方が子ども達にも直接配れるということで本当はいいと思うのですが、それが今こうしてセンター制度に向かって、それがもとの単独に戻りつつあるということですか。
- 我那覇課長 小規模給食センターは単独校とは違い、2校から3校を受け持つということで、今センターとして位置付けているんですけども、ただ単独校と比べて学校と密接に関係は持てるかということでは小規模センターはその辺が課題になるかなと思いますが、大型センターに比べますと、より単独校に近い給食が提供できるのかなというふうには考えています。
- 金城委員 どちらかというと単独からセンター制度へ移っているような流れがありますし、これがまたもとに戻るというのは人件費とか、色々経費面やコスト高の問題があるでしょうね。
- 我那覇課長 小規模センターになり各学校と業者と四者連絡会というのをもっていますが、単独校から小規模センターになったことによって給食の質が悪くなったとか、内容が悪くなったとか、そういうことは聞いていません。全体的には好評なお言葉をいただいています。
- 城間委員長 他ございませんか。それでは議案第54号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。
- 全 員 異議なし
- 城間委員長 それでは議案第54号については議決確定します。続きまして議案第58号「那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則及び那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」総務課より説明をお願いします。
- 新城部長 提案理由説明
- 東恩納課長 資料説明
- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。特にご質問、ご意見等ありませんので、議案第58号「那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則及び那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。
- 全 員 異議なし
- 城間委員長 議案第58号については議決確定します。引き続き総務課より議案第59号「那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則を廃止する規則制定について」説明をお願いします。
- 東恩納課長 提案理由説明・資料説明
- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。この改正は教育行政運営ビジョンというのは教育振興基本計画ができるまでのものということだったのでしょうか。
- 東恩納課長 教育振興基本計画ができるまではこの教育行政運営ビジョンで教育の基本的な方向

を示していました。

城間委員長 その振興基本計画というのは地教行法で作るよう努力義務となっているのですか。
東恩納課長 義務規定ではないですが、作ってはいいいということになっていますので昨年の10月に策定を行ったということです。

城間委員長 5年スパンぐらいですよ。
東恩納課長 5年単位で見直しとなっています。

城間委員長 ビジョンから中身が全部移行されたという解釈でいいですか。
伊禮副参事 規則の制定が平成14年で、当時の行財政改革の部分も含めたビジョンを作っていたのですが、振興する部分と改革、縮減的な部分が一つのビジョンの中でありましたので、教育委員会としての扱いそのものが扱いづらい状況になりました。それで教育基本法の改正に伴って振興基本計画でこれからどう推進するかという区分の計画に基づいて那覇市の教育行政のスタンスがあるんですが、要するに運営ビジョンと少しぶつかる部分がありますので、それそのものを残しておく和不具合がありまして、今後は教育計画に基づいて事業推進、いわゆる改革的な分については市としての全体の整合性もありますので、行財政改革については取り組む必要があるだろうということで、ビジョンはこの規則を元に策定しています。

城間委員長 他ございませんか。それでは議案第59号「那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則を廃止する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第59号については議決確定します。続きまして議案第60号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」総務課より説明をお願いします。

東恩納課長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 総合青少年課を教育相談課と青少年育成課に分けたということと、それに伴う字句の訂正等で全体をしっかりと見直したということの説明だったと思います。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 総合青少年課が2つに分かれるということは、総合青少年課では業務上まずかったのですか。中身をもっと濃くするということになったのですか。

東恩納課長 改正につきましては、昨年末ぐらいに審議していただいています。この改正の理由としては、総合青少年課の包括的、多岐に渡る業務を整備する。担任事務を分けることで強化を図ることが第一にあります。それから2課に分け、両課長での事務を対応することによって、議会、服務管理、予算管理等を執行しやすくする。それから県から派遣されています指導主事を学校現場や児童・生徒に対してより密接に指導・助言等が行えるように配置する、という考えのもとに2課に分けて細かく対応していきたいということです。総合青少年課は3課ぐらいがまとまりましたので、かなり包括的な業務ということで課長1人では大変な事務分担があったということが考え

られます。

金城委員 総合青少年課という名前は無くなるのですか。

東恩納課長 はい、それが無くなり、教育相談課と青少年育成課の方に分かれます。

城間教育長 この名称変更によって、対外的にもお知らせしなければいけないところもありますが、それは4月に入ってから広報でなんとかしていきたいと思います。また教育相談係には指導主事が1人ではあったんですが、そこに小中と2人の指導主事を入れて、2人の指導主事で不登校の問題であったり、いろいろな保護者からの相談であったり、まさに文字通り教育相談課ということでそれぞれの業務を担ってもらおうということです。厚くなって集中して担当する、そのように考えていただければと思います。

城間委員長 内部からこうしてほしいという声があったのでしょうか。

城間教育長 総合という名前のもとにすべてが課長1人で、そのような内容があつて課長の動きが少し取りづらい部分があったということもありました。教育相談的なものと健全育成の部分に課長2人を置きましたので、2人トップです。对学校に関しては、学校教育課の課長が上司になって担当のものが動けるように学校教育課に置いてあるということです。

金城委員 旗頭フェスティバルなどの担当はどこですか。

城間教育長 青少年育成課です。

喜久里委員 事務所の場所は何処になりますか。

東恩納課長 当面は現在のところで、室内で分かれます。それと新庁舎に移転する場合、内容的には新庁舎の中では不都合がありますので、いまのところは銘苅庁舎という案が有力です。

城間委員長 両課の上司というのはどちらになりますか。

東恩納課長 学校教育部の副部長、部長です。部は一緒ですので、その横の連携はいままでと変わらず取れるという体制をとっています。

城間教育長 いままでグループだったものが課に昇格したということです。

添石委員 効率的な事務の負担ということで良いと思いますが、逆に分けることによって今まで一つだったから良かったものが、物理的にも、もしかすると離れるかもしれないということで、その辺の逆にいえば不都合というのはないんだということで、要するにこれから告知をしていくということですか。今まで総合青少年課という一つの括りの中でそこに行けばという利用者の視点もあったと思うんですけども、その辺は心配しなくてもよろしい部分なんではないでしょうか。

伊禮副参事 総合青少年課という名称の問題もありまして、頭に総合が付くものですから、青少年関係の問い合わせから事業関係まですべて、事業の中身の方が膨れて職員的にも対応が難しくなってきた部分もありまして、今回、総合青少年課自体からの提案もありまして、調整し、今回の件ということになりますけれども、執務室につきましては総合青少年課の方は当初から総合庁舎の方への予定は入っていませんでした。関係する

きらばし学級やあけもどろ学級など、今回の育成課については市民会議等との関係団体等の関わりもありまして、当面はいまの真和志支所の建物です。将来的には2課とも移転後の銘苅庁舎を考えまして、これは役所全体の調整の中でありますけれども、当分は同じフロアでできると思います。

喜久里委員 教育相談課の8名の方は、皆さん指導主事でしょうか。

東恩納課長 教育相談課の指導主事の先生は2人です。それからあけもどろ学級には研究員という形で、学校現場の先生が派遣されています。

喜久里委員 その時々で定員は何名までと決まっているんですか。

東恩納課長 組織定数の中で基本的には決まっています。

城間委員長 よろしいでしょうか。それでは議案第60号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第60号については議決確定します。続きまして議案第61号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」総務課より説明をお願いします。

東恩納課長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 これは学校現場でも適用されますか。

東恩納課長 小中学校に勤務する職員もこちらの方で、服務については那覇市教育委員会のこの規則で指定されるということです。

城間教育長 補足ですが、青少年育成課の3号「13時15分から22時まで」につきましては、巡回指導であるとか、旗頭の場合には19時から集まるということで会議をして、その後に巡回をしてという形もあるので、このパターンを設定しているということです。もし朝から勤務だと、夜10時まで超過勤務になるので、労基法等々もあるのでということでパターンを3つ決め、対応をさせていただいています。

城間委員長 他ございませんか。それでは議案第61号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第61号については議決確定します。続きまして議案第62号「那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令制定について」総務課より説明をお願いします。

東恩納課長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 私は良く知っていますが、教職員評価システムの中身についてご存知ではないと思いますので、具体的な仕組みの説明をお願いします。

東恩納課長 現在、教職員の方も人事評価システムという人事評価を行っております。ちょっとシステムが教職員とは違いますが、那覇市の職員も行っています。その評価が普通の

先生ですと、教頭あるいは校長で評価が定まるという内容ですが、その定まった内容に不服がある場合に苦情を申し立てることができるという、システムとしてはそういう整備がされています。その苦情対応の規定が、教職員評価システム苦情対応規定で、その中の苦情を受け付ける苦情審査会というのがあります。もし苦情があった場合、こちらで審査をしていくというシステム、制度ができています。これまで苦情審査会が開かれたというのは聞いておりませんので、開かれたことはないのではないかと思います。

城間教育長 これは基本的に被評価者、評価される側が自分はどのように評価されているか見たいということに対し、評価者には公開義務があるわけです。それを見て違うんじゃないかと言ったときに、審査会を立ち上げてということです。

城間委員長 これは職員の通信簿みたいな感じで、通信簿を本人が見て、「なんでおれは2なのか、これはおかしい」ということを申し出ることができる。その「2」が適正かどうかというのを審査する所がここということですよ。

城間教育長 その前に学校現場では学校長が本人と面談をして本人が自己申告の項目について、この項目について「自分はCです」と言ったら、「ここは君はがんばったじゃないか、僕はBでいいと思うよ」というような話であるとか、逆にAからBへという話し合いがその面談で行われるので、「いま初めて見た」ということは無いので、苦情処理まで挙がって来ないのではないのでしょうか。

金城委員 学校の教頭先生はどなたが評価するのですか。

城間教育長 教頭は校長、校長は教育委員会の教育長です。部長が第一次評価者、私が最終評価者です。

城間委員長 新年のスタートの時に、教職員本人たちが、こういうことをしたい、というふうにし書き、中間面談もして、本当にできるかということで、修正をしたり、10で出していたものを8にしたり、最後の面談で教育長がおっしゃるように、これはできたからA、ちょっとできなかったからC、ということで自己評価を持ってくる。そのときに本当にやっているかということで、資料を持ってこさせたりして、面談をして委員会に報告をします。もちろん本人にも見せます。

喜久里委員 何々に対してこうやりたいという項目は自分で決めるのですか。

城間教育長 学校経営方針を校長が示しますので、学校経営方針に則って自分はこの部分はこのように動きたいということで、例えば学級経営の部分で、学校経営のこの部分を反映させてこういうことをしたいとか、具体的にやっていきます。

添石委員 この評価は第三者的に同僚であったり、保護者であったり、生徒であったり、客観的な評価システムですか。

城間教育長 これについては第三者ではなく、自己評価と管理者の部分です。それに至るまで本人が、私はやっていましたけど「授業はどうでしたか」というように生徒からの声を聞きとって自己評価に反映させるということはありません。保護者の声を拾って自分はこのような評価をいただいたのでうまくいっているのではないかということはあるが、

実際にやるべきとか、助言として学校長はやるのですが、しなければならないということはないです。

添石委員 厳しい評価がされるのであれば、逆にここに何も無いというのが不思議な感じを受けましたが、ということは甘いのか、それとも逆にそこは面談の段階でかなり厳しく学校長が指摘されて納得して委員会に出しているのか。

城間教育長 おそらく絶対評価なんです。AさんとBさんを比べてこっちがいいから、この方のAと、この方のAというのがイコールではないということだと思います。どのように見てもこっちの教員の方が優秀だのにとということもあるんでしょうけど、相対ではないです。絶対評価ですから。

城間委員長 給与には反映されていませんよね。

城間教育長 されていません。

城間委員長 これが給与に反映されると変わってくるでしょうね。

喜久里委員 生徒や先生からの苦情が挙げた場合に、委員会へのルートがあるのですか。

城間教育長 日常の苦情ということですか。日常の苦情ということでしたら、まずは学校長を中心に学校内で処理をする。それができない場合に委員会に挙がってきて、委員会でチームを組んで対応するということで、これは教職員評価に関わることなので、それとは別の問題になると思います。

城間委員長 一生懸命がんばる人もいれば、そうでない人もいますので企業の論理が少し入っています。将来的には給与に反映させるということですよ。

喜久里委員 市においては反映されるのですか。

東恩納課長 給与等に関しては今のところ反映されていません。

城間委員長 他ございませんか。それでは議案第62号「那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第62号については議決確定します。続きまして報告「平成24年度那覇市一般会計予算の確定について」総務課より説明をお願いします。

東恩納課長 報告理由説明・資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

添石委員 この98.6という数字を見ると大きいという感想ですが、金額で見ると1億という金額は決して小さい数字と言えない中で、例年と比べるとこの98.6という数字は高いほうなのか、それとも例年この数字で移行しているのか教えてください。

東恩納課長 細かに数字はもっていませんが、高い方の数値だと思います。以前は枠設定と言いつつ、枠で各部に任せるという査定方式だったのが、2年前から細かく財政課で内容を精査して査定していく方針に変わりましたので、かなり細かい説明もできるようになって98パーセント付いているということは、こちらの言っていることが理解できて通ったという感じを受けます。

- 金城委員 耐震の問題で建て替えがあったと思いますが、あれはどのようなになっていますか。
- 東恩納課長 2月議会で老朽化の問題で、後ほど報告がありますが、かなり施設課に質問がありました。議会の方もそれはしっかりやりないさいということが議決されまして、この予算には当初予算要求ですので、今後の特別交付金を使つての事業とか、臨時議会で補正で追加をしていくという形になります。
- 城間委員長 皆、同じ考えだと思いますが、早めに補修できるところは、もちろんやっではいると思いますが、スピードを速めてほしい。どこかを削ってでも、安心、安全をきちっとやっていくことが大事だと思います。
- 城間教育長 今回このように声が大きくなったというのは、こちらとしては渡りに船。今まで2校ずつしか改築できなかったのが、議会で付帯決議までして、もっと予算を投入するから早くしろというような声をいただいていますので、2校が3校、4校、5校とスピードアップして改築が行われると思っています。その点で施設課のマンパワーが不足しているので、そのマンパワーも増やすよう声を出しながら対応していきたいと思っています。一括交付金ということもありますし、また別の形での企画との調整もあると思うので、これに関してはスピードアップすることは間違い無いと思います。
- 城間委員長 生徒同士の喧嘩などは指導を入れてリセットできるが、命が無くなった場合にはリセットできないので、校長会などで教育長がおっしゃっていると思うのですが、安心安全な、特にというところを徹底的にやらないと、万が一のことが起こって、一つの命が無くなった場合にはこれは相当大きな指摘になるので、是非しっかりと補修を早めにやってほしいと思います。
- 金城委員 25年度に中核市になると思うのですが、予算はそこには反映されていないのですか。事務が多岐に渡って入ってくるということですので、教育委員会としてもたくさんの事務分担と思いますが、そこへの反映はないのですか。
- 伊禮副参事 中核市移行に伴って教育委員会に係る部分は、教職員の研修が、現在は県の方で行っていますが、それが市の業務になるということで、24年度につきましては教育研究所の指導主事を1人増しまして、初任者研修や10年研修、それ以外の研修もすべて市の業務になりますので、その準備に当たるため指導主事を1人付けています。あと、文化財の手続き関係が中核市に下りてくるのですが、それは今でも市町村を経由して県の方に書類など行っているのですが、実際の事務量としては特にありません。中核市で一番大きなものが保健所関係で、それがメインになっています。
- 金城委員 先生方の身分も那覇市に移って、給与関係も那覇市から先生方への支払いになるのですか。
- 伊禮副参事 任命権はそのまま県で行います。政令市については任命も行いますけど、給与関係等は県のままで行います。
- 城間教育長 中核市になってしなければならない業務と委譲業務の内容が細かくありまして、人事権については取らないということです。法定業務という部分で県とも詰め合わせを行って、研修業務の中でも養護教諭、英語教諭等は県がやる、そういった形で調整を

しています。人事権を取ってしまうと、市で採用したり、面接、試験などすべてを行わないといけない。他市町村との交流もないので、こういう小さい県で淀みますので、やはり全県的に人事権は行ったほうがいいということです。

城間委員長 他ございませんか。それでは報告「平成24年度那覇市一般会計予算の確定について」了承します。続きまして報告「平成23年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）の確定について」総務課より説明をお願いします。

東恩納課長 報告理由説明・資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 追加が認められたのはどの部分ですか。

東恩納課長 執行する時間がないので、それぞれの事業の大きく残った執行残を補正減する内容がほとんどです。その中で増については 施設課の「施設維持管理費（小学校）」の方が光熱費等の実績が伸びていますので、実態に合わせ増となっています。それから、19番の「真嘉比小学校屋内運動場建設事業」で、こちらの方は国の3次補正に伴い次年度予定していた事業を前倒しで補正増をして、実際には繰越をして執行するということです。学校教育課の「児童生徒の県外派遣旅費」の方は活躍が増えましたので93,2千円の増額をして認められています。それと21番の「中学校の施設維持管理費（中学校）」です。こちらも光熱費等です。必要な増分は増要求して、各事業で要らなくなった分は補正減しているというところです。

金城委員 28番の県外派遣旅費はよかったですね。

城間教育長 議会で議員さんからもこのがんばりは対応してあげなきゃいけないのじゃないかという後押しもいただきました。確かにどんどん増えています。24年度当初予算も上げました。今までは800、900万だったものが1,200万円に。実績を積んできているので、だいたいわかってきたということで、当初予算でということです。特に文科系でアンサンブルや吹奏楽などの子が増えていたということです。

城間委員長 他ございませんか。それでは報告「平成23年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）の確定について」了承します。続きまして報告「那覇市議会2月定例会における代表・個人質問答弁状況について」総務課より説明をお願いします。

東恩納課長 報告理由説明・資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

城間教育長 最終的に動議まで出たのが学校教育関係でありまして、共産党の湧川議員から小中一貫や旧少年会館の解体費用などをそういったものをまとめて学校の老朽に当ててほしいという予算の動議が出たのですが、その動議については否決されていました。

金城委員 旧久茂地公民館の件はどのようになっていますか。

東恩納課長 監査事務局に監査請求が出されていましたが、監査事務局より監査結果が公表されています。簡単に言いますと、監査請求に対する内容は認められていないです。教育委員会としましては、今後解体に進んでいきます。

金城委員 今後は訴訟に持っていくのでしょうか。

城間教育長 訴訟になった場合、解体の妨害があったときはどうしたらいいか等々の法律相談を昨日、部長、副部長で行ってきています。そういうことをしながら粛々とやるべきことは進めるということで、我々も体制を整えつつ、進めていこうと臨んでいます。

城間委員長 他ございませんか。報告「那覇市議会２月定例会における代表・個人質問答弁状況について」了承します。以上をもちまして、平成２３年度第２４回教育委員会会議定例会を終了します。